

だいしん相続定期預金 永遠(とわ)の絆

取扱期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日

【ご利用いただける方】

金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資として預入される個人の方

【金額】

スーパー定期預金 原則10万円以上～1,000万円未満(1円単位)

大口定期預金 1,000万円以上

※金融機関での相続手続きは、当金庫だけでなく、他金融機関で手続きされた場合も含まれます。

※相続により取得した資金には預貯金等だけでなく、不動産・株式・その他相続資産の換金代金を含まれます。

※相続で取得した資産金額の範囲内とします。

【期間】1年

店頭表示金利に **金利上乘せ**

【必要書類】

①当金庫で相続手続きをされた方

相続手続きに所定の書類を提出済みのため、特別な書類の提出は必要ありません。

②他金融機関で相続手続きをされた方

- (1) 金融機関で相続手続き完了時期等が確認できる書類
- (2) 預入される方が相続人であると確認できる書類
- (3) 相続により取得した原資であることが確認できる書類例として

- ① 遺産分割協議書の写し
- ② 金融機関に提出した依頼書等の写し
- ③ 戸籍謄本の写し
- ④ 遺言状(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し
- ⑤ 被相続人名義の解約済み通帳等または計算書の写し

※自動継続のみの取扱いとなります。

※金利上乘せは初回満期日までとなり、継続後は継続時点の店頭表示金利となります。(お1人様1回のみのお預け入れとなります。)

※満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率を適用します。

※他の優遇金利商品との併用はできません。

※2037年12月31日までの間に支払われるお利息については復興特別所得税追加課税される為20.315%の税金がかかります。

※金融情勢により、金利および預入限度額を変更することがあります。

お願い お客様の現金・通帳等のお預かりについて
当金庫では職員が訪問先で、現金・通帳・証書・ご預金の払戻請求書・各種申込書等をお預かりする場合、必ず所定の「受取書」を発行致します。万一、下記の取扱いがありましたら至急ご連絡をお願い致します。

記

1. 「受取書」をお渡しすることなく、現金・通帳等をお預かりすること。

2. 名刺やメモ等を受取書の代用として使用し、現金・通帳等をお預かりすること。

大垣西濃信用金庫 お客様サービス課

フリーダイヤル:0120-167-506

ご住所・お名前を変更されたお客様は、お取引店舗にて変更手続きをお願い致します。この場合、本人確認資料等が必要となりますので、事前にお取引店舗にてご確認ください。



いっしょにあしたへ

大垣西濃信用金庫

<https://www.ogakiseino-shinkin.co.jp>

令和5年10月1日現在